

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
前田道路(株)	東京都品川区大崎1-11-3

### 2. 指名停止措置期間

令和3年10月4日 から 令和3年11月3日 まで 1ヶ月

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

本件は、上記有資格業者が受注した四国地方整備局香川河川国道事務所発注の「令和2-3年度屋島地区電線共同溝工事」において、路肩の排水構造物施工のため、標識基礎コンクリートの取壊しをコア削孔工法で行っていた際、立会及び試掘による埋設ケーブル位置の調査を怠ったことにより、NTT西日本、NTTドコモの光ケーブル及び国交省の光ケーブルを破損し、通信サービス等利用者に多大な影響を与えたものである。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実については、安全管理の措置が不適切であったものと認められ、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第5号に該当する。また、前記措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止1ヶ月とする。

#### 指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 森田 義人 (内線2511)

総務部経理調達課長 大谷 繁 (内線6311)

◎総務部契約課建設専門官 徳永 崇 (内線2512)

◎：主な問い合わせ先